

北京・広東・深圳にて人民元・外貨クロスボーダープーリング新試行、 3 地域の外貨管理局が管理規定を発表

北京市、広東省、深圳市の外貨管理局は、それぞれ 6 月下旬に《多国籍企業の人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用管理規定（試行）》（以下、「本規定」）（京匯[2023]第 25 号、粵匯發[2023]第 19 号、深外管[2023]第 16 号）を公布・施行しました。

本規定により、北京・広東・深圳の三地域で多国籍企業の人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用業務（以下、「プーリング業務」）の新たな試行が開始されました。

また、管轄内の新規プーリング業務に加え、《国家外貨管理局〈多国籍企業クロスボーダー資金集中運用管理規定〉印刷・公布に関する通知》（匯發[2019]第 7 号[※]）に基づき取り扱われている既存プーリング業務についても、本規定に従い取り扱われます。

※関連規定については SMBC (CHINA) NEWS No.19-07 をご参照ください

<匯發[2019]第 7 号との主要相違点>

- 申請要件として、国内メンバー企業・国外メンバー企業の売上規模基準を新設
- 申請要件として、自由貿易試験区の登録企業に対する独自基準を新設
- 外債/対外貸付限度額の集中管理の比率を各メンバー企業が自ら決定して、未集中部分については自社で関連業務を行うことが可能へ
- メンバー企業に分公司が追加可能

<本措置の概要> （以下青字は匯發[2019]第 7 号との主な相違・追加点）

1. 試行条件

多国籍企業	<ul style="list-style-type: none">● 資本の連結を紐帯とし、親会社・子会社およびその他メンバー企業あるいは機構が共同で組成する企業法人グループ
主幹企業 [※]	<ul style="list-style-type: none">● 各試行エリアに登録され、主体業務の備案・実施・データ送信・報告・状況のフィードバックなどの職責を多国籍企業の授權を取得して履行、かつ独立法人資格を有する国内会社 1 社● 主幹企業が財務公司の場合、業種管理部門の規定を遵守し、クロスボーダー資金取引を行わなければならない

<p>メンバー企業※</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 多国籍企業内部で相互に直接あるいは間接的に持分を保有し、独立法人資格を有する各国内外企業 ● <u>分公司</u>や、主幹企業と直接あるいは間接的な持分関係はないが、同一の親会社に持分支配を受ける兄弟会社は、メンバー企業として認められる
<p>適用業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 多国籍企業が主幹企業を通じて、国内外メンバー企業の資金を集中運用管理する業務は、以下のいずれかあるいは複数の業務を含む <ul style="list-style-type: none"> ・ 外債・対外貸付限度額の集中管理 ・ 経常項目資金集中受払 ・ ネットティング
<p>主要条件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 真実の業務ニーズを有していること ● 完備されたクロスボーダー資金管理の枠組み・内部統制制度を有していること ● 相応の内部管理電子システムを構築していること ● 全国内外メンバー企業は以下のいずれかの条件を満たしていること <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国内メンバー企業の前年度人民元・外貨の国際受払規模の総額 \geq 7 億元相当 ・ <u>全国内メンバー企業の前年度営業収入の総額 \geq 10 億元</u> かつ <u>全国外メンバー企業の前年度営業収入の総額 \geq 2 億元</u>相当 ● <u>主幹企業が自由貿易区に登録されている場合、全国内外メンバー企業は以下のいずれかの条件を満たしていること</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>全国内メンバー企業の前年度人民元・外貨の国際受払規模の総額 \geq 3.5 億元</u>相当 ・ <u>全国内メンバー企業の前年度営業収入の総額 \geq 5 億元</u> かつ <u>全国外メンバー企業の前年度における営業収入の総額 \geq 1 億元</u>相当 ● 貿易外貨受払企業リスト内の企業は、貨物貿易分類結果がA類であること

※主幹企業およびメンバー企業は、原則、クロスボーダー資金集中運用の重複申請不可。また、金融機関（財務会社が主幹企業の場合を除く）、地方政府融資プラットフォーム企業、不動産企業は、主幹企業あるいはメンバー企業になってはならない。

2. 外債及び対外貸付限度額の集中管理

<p>外債限度額の集中管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 多国籍企業は、マクロプルーデンス原則に基づき、国内メンバー企業の外債限度額を集中させ、併せて集中した限度額内で自ら外債業務を行うことができる ● 主幹企業は、以下の公式に基づき国内メンバー企業の外債限度額を集中させることができる <ul style="list-style-type: none"> ・ $A \text{ 多国籍企業外債リスク加重残高} \leq B \text{ 多国籍企業外債集中限度額}$ ・ $A = \sum \text{人民元・外貨外債残高} + \sum \text{外貨外債残高} \times \text{為替リスク換算因数 (0.5)}$ ・ $B \leq (\text{主幹企業の純資産}^{\ast 1} + \sum \text{国内メンバー企業の純資産}^{\ast 1}) \times \text{集中割合}$ × クロスボーダー融資レバレッジ率 (2) × マクロプルーデンス調節係数 (1.5)
-------------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>クロスボーダー融資レバレッジ率、マクロブルーデンス調節係数は、全口径クロスボーダー融資マクロブルーデンス管理の関連規定に基づき確定され、人民銀行及び外貨管理局による調整は可能（上記カッコ内の係数は現時点のもの）</u> ・ <u>各メンバー企業は、部分的に集中される外債限度額を独自で決定することができ、未集中の外債限度額について、各メンバー企業は現行規定に従い、独自で外債業務を行う</u> ・ <u>集中限度額の調整頻度 ≤ 1 回/年</u> ・ <u>主幹企業が財務公司の場合、外債限度額の集中に参加してはならない</u>
<p>対外貸付限度額の集中管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 多国籍企業は、マクロブルーデンス原則に基づき、国内メンバー企業の対外貸付限度額を集中させ、併せて集中した限度額内で自らクロスボーダー対外貸付業務を行うことができる ● 主幹企業は、以下の公式に基づき国内メンバー企業の対外貸付限度額を集中させることができる <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>C 多国籍企業対外貸付リスク加重残高 ≤ D 多国籍企業対外貸付集中限度額</u> ・ <u>$C = \sum \text{人民元} \cdot \text{外貨対外貸付残高} + \sum \text{外貨対外貸付残高} \times \text{通貨種類転換因数} (0.5)$</u> ・ <u>$D \leq (\text{主幹企業の純資産}^{\ast 1} + \sum \text{国内メンバー企業の純資産}^{\ast 1} \times \text{集中割合}) \times \text{対外貸付レバレッジ率} (1^{\ast 2}) \times \text{対外貸付マクロブルーデンス調節係数} (0.5)$</u> ・ <u>対外貸付レバレッジ率、対外貸付マクロブルーデンス調節係数は、対外貸付の関連規定に基づき確定され、人民銀行及び外貨管理局による調整可能（上記カッコ内の係数は現時点のもの）</u> ・ <u>各メンバー企業は、部分的に集中される対外貸付限度額を独自で決定することができ、未集中の対外貸付限度額について、各メンバー企業は現行規定に従い、独自で対外貸付業務を行う</u> ・ <u>集中限度額の調整頻度 ≤ 1 回/年</u> ・ <u>主幹企業が財務公司の場合、対外貸付限度額の集中に参加してはならない</u>

※1 前年度末の監査済の純資産

※2 当該係数は当行が外管局へ確認した数値

3. 経常項目資金集中受払及びネットティングの業務管理

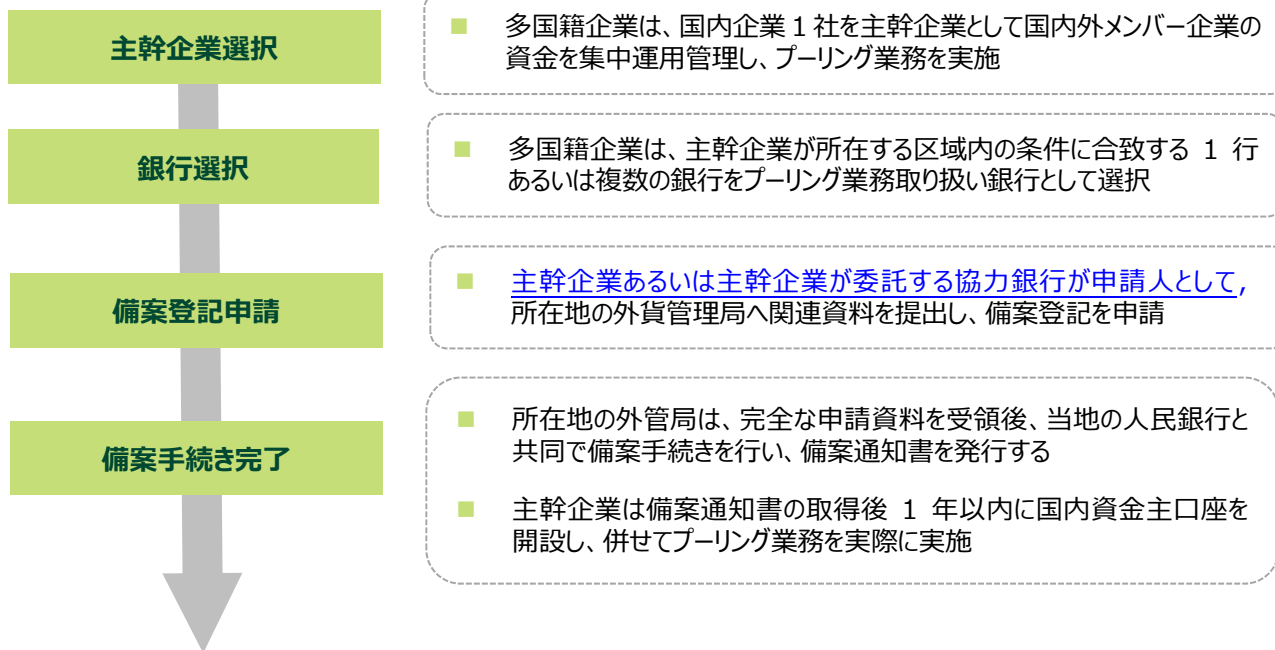
<p>経常項目資金集中受払[※]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 主幹企業が国内資金主口座を通じて、国内メンバー企業を代理し集中して経常項目の受払を行う
<p>ネットティング業務管理[※]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 主幹企業が国内資金主口座を通じて、その国内外メンバー企業の経常項目の未収・未払金を集中計算し、一定期間内の受払取引を合算して 1 件の取引とするオペレーション方式 ● 原則、毎月最低 1 回のネットティングの実施が必要

※ 国内メンバー企業は規定に基づき「貨物貿易外貨業務登記表」により行う必要がある業務に参加してはならず、現行の規定に基づき行わなければならない

4. 口座管理

口座性質	<ul style="list-style-type: none"> ● 主幹企業は、備案通知書を持参して、備案済の協力銀行で国内資金主口座を開設し、人民元・外貨クロスボーダープーリングの関連業務を行うことができる ● マルチカレンシー（人民元を含む）口座とすることができる ● 口座数は制限しないが、マクロプルーデンス監督管理の要求に合致していなければならない ● 日中及びオーバーナイトの貸越を実施可能；貸越資金は、対外支払にのみ使用することができ、資金の受領後、優先的に貸越金を弁済しなければならない
入金範囲	<ul style="list-style-type: none"> ● 国内メンバー企業の経常項目収入 ● 国内メンバー企業の人民元銀行決済口座（集中に参加しない人民元外債資金預金口座を除く）、経常項目口座、資本金口座、資産現金化口座からの入金 ● 集中限度額内で国外から入金する外債及び回収する対外貸付元利 ● 外貨転による入金（経常項目対外支払に係る外貨転代り金、外貨転による対外貸付あるいは外債弁済資金） ● 預金元利 ● 同一主幹企業のその他の国内資金主口座の資金の振替入金 ● 人民銀行、外貨管理局が審査認可したその他の入金 ● 多国籍企業の国内メンバー企業が国内の預金性金融機関から借り入れた外債借入は、国内資金主口座に入金してはならない（外債弁済・対外貸付などに用いる場合を除く）、その他規定に基づくものを除く
出金範囲	<ul style="list-style-type: none"> ● 国内メンバー企業の経常項目支払 ● 国内メンバー企業の人民元銀行決済口座、経常項目口座、資本金口座、資産現金化口座への振替出金 ● 集中限度額内で国外に出金する対外貸付及び弁済する外債元利 ● 人民元転 ● 預金の振替出金 ● 預金準備金の納付 ● 同一主幹企業のその他の国内資金主口座への資金の振替出金 ● 人民銀行、外貨管理局が審査認可したその他の出金
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ● 資金使途は、中国人民銀行と国家外貨管理局の現行の関連規定に従うものとする ● 集中した資本項目に係る資金は、以下の用途に使用してはならない <ul style="list-style-type: none"> ・ 直接あるいは間接的に（メンバー企業を通じて）、企業経営範囲外の使用 ・ 国家法律・法規で禁止されている支出 ・ 非関連企業への貸付 ・ 有価証券/理財商品及び自己使用目的以外の不動産への直接あるいは間接的な投資

5. 業務備案



以上

ご照会先

上海本店

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心11階
TEL : 86-(21)-3860-9000

● **上海浦西出張所**

上海市長寧区興義路8号
上海万都中心12階 1、12、13号
TEL : 86-(21)-2219-8000

● **上海自貿試験区出張所**

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心15階15T21室
TEL : 86-(21)-3860-9000

瀋陽支店

瀋陽市瀋河区青年大街1号
市府恒隆広場16階1606室
TEL : 86-(24)-3128-7000

北京支店

北京市朝陽区光華路1号
北京嘉里中心北楼16階1601号室
TEL : 86-(10)-5920-4500
电话 : 86-(10)-5920-4500

天津支店

天津市和平区南京路189号
津匯広場2座12階
TEL : 86-(22)-2330-6677

蘇州支店

蘇州市高新区獅山路28号
蘇州高新國際商務広場12階
TEL : 86-(512)-6606-6500

● **蘇州工業園区出張所**

蘇州市蘇州工業園区
蘇州大道西2号 國際大厦16楼
TEL : 86-(512)-6288-5018

● **常熟出張所**

常熟市高新技术産業開發区
東南大道33号 科創大厦8楼
TEL : 86-(512)-5235-5553

● **昆山出張所**

昆山市玉山鎮登云路258号匯金
財富広場1号楼601、605-608室
TEL : 86-(512)-3687-0588

杭州支店

杭州市下城区延安路385号
杭州嘉里中心2幢5階
TEL : 86-(571)-2889-1111

広州支店

広州市天河区珠江新城華夏路8号
合景國際金融広場12階
TEL : 86-(20)3819-1888

深圳支店

深圳市福田区中心四路1号
嘉里建設広場2座23階
TEL : 86-(755)-2383-0980

重慶支店

重慶市江北区慶雲路1号
国金中心T1弁公楼20階单元1、15-18
TEL : 86-(23)-8812-5300

大連支店

大連市西岗区中山路147号
申貿大厦4楼-A室
TEL : 86-(411)-3905-8500

SMBC (CHINA) NEWS バックナンバー

SMBCホームページの当NEWSバックナンバーに掲載しております。

http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/smbccnrep.html

三井住友銀行(中国)有限公司のWeChat公式アカウントには、当NEWSのほか、各種情報を随時発信しております。右記QRコードより、アクセスください。



当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。

万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。